



妙高あっぱれ逸品認定制度

制度の概要

目的

自然豊かな妙高の地で生まれた安全・安心な地場産品を「妙高あっぱれ逸品」として認定します。これは、認定を受けた品を市内外に広くPRすることで、地産地消や販路拡大につなげようとするものです。また、妙高の魅力を全国に発信し、イメージアップとブランド化を進めることを目的にしています。

認定後に受けられる支援

- 1-認定証が交付され、認定品に認定シールを貼ることができます
- 2-広報紙や推奨品協会ホームページで紹介され、情報を発信することができます
- 3-市の特産品として流通分野や消費者にPRすることができます
- 4-さらなる品質向上・販売増加のための助言を受けることができます

認定対象と認定期間

農産物、林産物、水産物、加工食品、酒類、民芸品・工芸品…すべて3年

申請資格

- [1]市内に住所がある個人、任意グループ・団体（代表者の住所が市内にあり、かつ活動拠点が市内にあること）、農業生産法人、事業所であること
- [2]妙高市推奨品協会に一般会員として入会する意思があること（認定時に入会すること）
- [3]対象品目の生産販売について、法令の規定による許可が必要な場合は、当該法令の規定による許可を受けたものであること

妙高市推奨品協会

「妙高市推奨品協会」は平成19年7月に設立し、妙高あっぱれ逸品認定制度に基づく認定品の募集・審査のほか、生産者の意欲の向上や地産地消の推進など、様々な活動を行います。

〈主な活動内容〉

- ・ 妙高あっぱれ逸品認定制度の運用。
- ・ 地産地消の推進。
- ・ 需要開拓の方策研究。
- ・ 新商品、新技術の開発研究。
- ・ 妙高あっぱれ逸品認定商品のPR。
- ・ その他本会の目的達成に必要な事項。

※認定を受けたかたは、協会に入会（年会費3,000円）することになります。また、協会の趣旨に賛同するかたも年会費無料で会員になることができます

申請の方法（自薦の場合）

申請書類

■申請書

申請書に必要事項を記入し、次の添付書類を添えて申請してください。

■添付書類

【農林水産物】

- ・生産履歴
- ・生産、または収穫場所を証明するもの

【加工食品】

- ・対象品目の生産・販売について、該当する法令規定による許可書などの写し

【加工食品・民芸品・工芸品】

- ・主な原材料の産地や最終加工場所、または製造場所を証明するもの

【共通事項】

- ・対象品目の概要がわかるパンフレットなど

申請料

1品あたり1500円

※申請は1事業所当たり3品までです。また、3品の内1品は「妙高あっぱれ逸品」として申請することができ、ほか2品は「みょうこう推奨品」として申請することができます。

審査会・申請期限

生産知識者、消費者代表、連携団体代表、調理専門家、商工会議所・商工会代表、観光関係者、販売・食品流通関係者、学識経験者からなる審査会で審査し、認定します。

認定者及び認定品は広報紙などで公表します。

申請の方法（他薦の場合）

自薦の場合と同様に、申請書に必要事項を記入し、申請してください。※申請料は不要

事務局が生産者に対し「妙高あっぱれ逸品認定」に推薦されたことを説明し、改めて生産者から申請してもらいます。

提出先・問合せ

〒944-8686 妙高市栄町5-1

妙高市観光商工課 商工振興グループ

電話 0255-74-0019 FAX 0255-73-8206

認定申請書(酒類・加工食品・民芸品・工芸品用)

年 月 日

妙高市推奨品協会長 様

所在地： 〒

(組合・グループ等の場合は代表者の住所)

名称：

代表者：

Ⓜ 担当者

連絡先： TEL

FAX

「妙高あっぱれ逸品」の認定を受けたく、次のとおり関係書類を添えて申請します。審査会においては、審査に必要な商
「みょうこう推奨品」品の提供を行います。認定後、商品について事故等の問題が発生したときは弊社(私)が一切の責任を負います。

なお、認定を受けた場合は妙高市推奨品協会に速やかに入会します。

記

| | | |
|-----------|------------------------------------|---|
| 認定の内容 | 「妙高あっぱれ逸品」 ・ 「みょうこう推奨品」 *いずれに○を付ける | |
| 品目名(販売名称) | | |
| 量目と小売価格 | | |
| 年出荷量 | *本・個・パック・ℓなど単位も記入してください | |
| 認定基準 | 共通 | 【食品衛生法(昭和22年法律第233号)、家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)等、生産、販売に係る各種法例を遵守している】 はい ・ いいえ |
| | | 【消費者からの苦情、要望等への対応方法】 |
| | 酒類 | 【主な原料の収穫地】 新潟県 *大字、又は町名を記入してください |
| | | 【製造場所、又は販売拠点】 妙高市 *市町村名を記入してください |

| | | |
|------------------|------------|--|
| 認 定 基 準 | 加工食品 | <p>【主な原材料の産地】 妙高市</p> <p>*大字、又は町名を記入してください</p> <p>【又は妙高市の気候風土、伝統を活かした原材料の使用や製法の取り入れについて記入してください】</p> |
| | | <p>【最終加工所、又は製造場所】 妙高市</p> <p>*大字、又は町名を記入してください</p> <p>→ 妙高市以外の場合</p> <p>*都道府県及び市町村名を記入してください</p> |
| | 民芸品 工芸品 | <p>【主な原材料の産地】 妙高市</p> <p>*大字、又は町名を記入してください</p> |
| | | <p>【最終加工所、又は製造場所】 妙高市</p> <p>*大字、又は町名を記入してください</p> |
| | | <p>【製造工程の中で手作りの箇所（主要部分）】</p> <p>*削る、磨く、組立て作業など</p> |
| | 申請理由 | |
| チェック欄 | | 添付書類等 |
| | 酒類 加工食品 | ・対象品目の生産、販売について、該当する法令規定による許可書等の写し |
| | 共 通 | ・主な原材料の産地や最終加工場所、又は製造場所を証明するもの |
| | | ・製造方法がわかるもの |
| | | ・対象商品の概要がわかるパンフレット等 |

認定申請書(農産物・林産物・水産物用)

年 月 日

妙高市推奨品協会長 様

所在地： 〒

(組合・グループ等の場合は代表者の住所)

名 称：

代表者：

Ⓜ 担当者

連絡先： TEL

FAX

「妙高あっぱれ逸品」の認定を受けたく、次のとおり関係書類を添えて申請します。審査会においては、審査に必要な商品「みょうこう推奨品」の提供を行います。認定後、商品について事故等の問題が発生したときは弊社(私)が一切の責任を負います。

なお、認定を受けた場合は妙高市推奨品協会に速やかに入会します。

記

| | | |
|------------|------------|---|
| 認定の内容 | | 「妙高あっぱれ逸品」 ・ 「みょうこう推奨品」 *いずれに○を付ける |
| 品目名(販売名称) | | |
| 量目と小売価格 | | |
| 年出荷量 | | *本・個・パック・ℓなど単位も記入してください |
| 認定基準 | 共通 | 【生産場所、又は収穫場所】 妙高市 *大字、又は町名を記入してください |
| | | 【生産物がもつ特性やそのものの味など、工夫している点について記入してください】 |
| | | 【消費者からの苦情、要望等への対応方法】 |
| 基 認 準 定 | 農産物 林産物 | 【取得している認証規格等について記入してください】 JAS・新潟県特別栽培農産物・その他 () |

| | | |
|-------|-----|---|
| | | <p>【取得がないもの、及びその他の認証の場合、農林水産省に登録されている農薬及び化学肥料の使用量を半分以下にし、適切に使用している】</p> <p>はい ・ いいえ</p> |
| | 水産物 | <p>【薬事法に基づく製造販売の承認を受けた水産医薬品の使用量を半分以下にし、適切に使用している】</p> <p>はい ・ いいえ</p> |
| | | <p>【水田等で養殖している場合、残留農薬等の有害物質がない】</p> <p>はい ・ いいえ</p> |
| 申請理由 | | |
| チェック欄 | | 添付書類等 |
| | 農産物 | ・生産履歴 |
| | 林産物 | ・前年の生産履歴 |
| | 水産物 | ・エサなどの使用記録 |
| | | ・残留農薬がないことがわかる証明（財団法人日本食品分析センター調査）※必要な場合 |
| | 共通 | ・生産・又は収穫場所を証明するもの |
| | | ・栽培方法や製造方法がわかるもの |
| | | ・対象商品の概要がわかるパンフレット等 |

妙高あっぱれ逸品認定申請書(他薦用)

年 月 日

妙高市推奨品協会長 様

住所 〒

氏名

⑩

連絡先 TEL

下記のとおり、妙高あっぱれ逸品に相応しい商品として推薦いたします。

記

| | |
|---------------------------|--|
| 部 門 | 農産物、林産物、水産物、加工食品、酒類、民芸品・工芸品 *いずれかに○を付ける |
| 品目名(販売名称) | |
| 生産・製造名称 *会社名やグループ名 | |
| 所 在 地 *わかるところまでご記入ください | |
| 推薦する理由 | |

- 主な認定基準**
- ①市内に住所を有する個人、任意グループ団体（代表者が市内に住所を有し、かつ活動拠点が市内に存すること。）、農業生産法人、事業所であること。
 - ②市内で生産、収穫されたものであること
 - ③その生産物をもつ特性やそのものの味など、多くの方が納得すると判断されるものであること。
 - ④主な原材料の産地が妙高市内であること（その商品の特長づけている使用材料が妙高市産であること）。
ただし、妙高市の気候風土、伝統を活かした原材料の使用や製法をとり入れている、又は技術の蓄積と商品化の創意工夫が見られることや、自然志向で、地産地消型の商品であるなど、認定の趣旨に相応しいと判断できる商品であること。